

平成27年2月5日
沖縄電力株式会社

電気供給約款の変更届出等について

当社は、電気供給約款等の規定内容の見直しを行い、本日、経済産業大臣に対し、変更届出等^(※1)を行いました。

なお、今回の見直しによる主な変更点は、以下のとおりです。

○ 延滞利息制度の導入

お客さまからのご意見、ご要望等を踏まえ、料金制度のわかりやすさの向上を目的として、現行の早遅収料金制度^(※2)を廃止し、延滞利息制度を導入いたします。

<延滞利息制度>

支払期日（検針日の翌日から30日目）を超えてお支払いいただく場合に、その経過日数に応じて年利10%（1日あたり約0.03%）の延滞利息をいただく制度。

○ 適用開始時期

平成28年4月分料金から開始します。

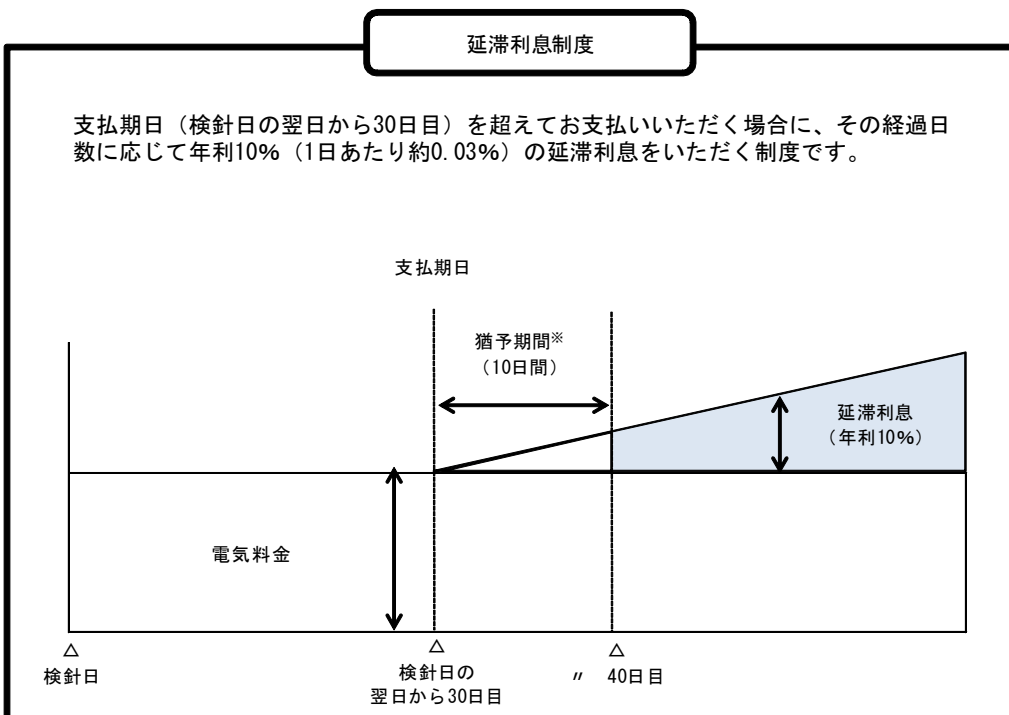
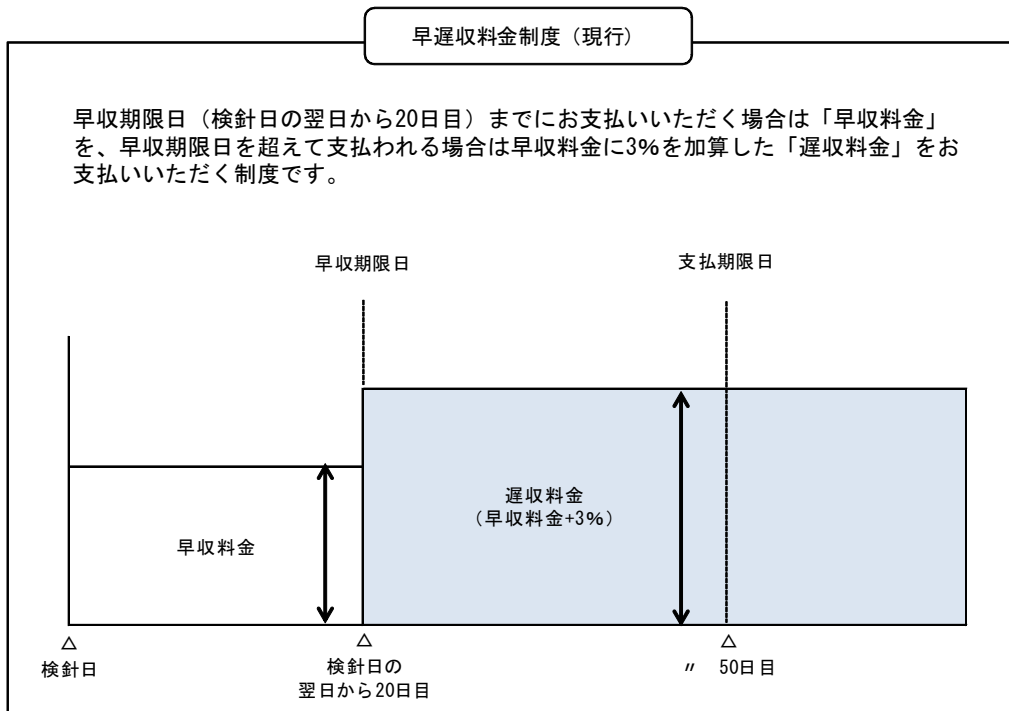
※1 電気事業法に基づく「選択約款の変更届出」、「最終保障約款の変更届出」および「供給約款等以外の供給条件の認可申請」もあわせて行っております。

※2 早遅収料金制度とは、早収期限日（検針日の翌日から20日目）までにお支払いいただく場合は「早収料金」を、早収期限日を超えて支払われる場合は早収料金に3%を加算した「遅収料金」をお支払いいただく制度です。

以上

添付資料：早遅収料金制度と延滞利息制度について

早遅収料金制度と延滞利息制度について



※規制部門のお客さまについては、支払期日の翌日から10日までにお支払いいただいた場合は延滞利息はいただきません。